

特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき（医療費控除の特例）

【セルフメディケーション税制】

<国税庁ホームページより抜粋>



健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができます。これをセルフメディケーション税制といいます。

（注）セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

「一定の取組」の証明方法について

○ 所得控除を受けるための、健康の保持増進及び疾病の予防への主な取組は下記になります。該当する書類を、確定申告の際に提出・提示ください。

提出書類には次の①～③の記載が必要です。①氏名、②取組を行った年（平成29年1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町村（特別区を含む）の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名。

{ 「はい」 → 「いいえ」「不明」 → }

A. インフルエンザの予防接種を受けた（告示第2号）

領収書等を提出

B. 市町村のがん検診を受診した（第5号）

注）領収書は原本提出
保険者等に提出し、お手元がない場合は、他の証明書類（結果通知表等）をご活用下さい

領収書、又は結果通知表を提出

C. 会社の定期健康診断を受診した（第3号）
⇒かつ、結果通知表に「定期健康診断」の記載がある

注）結果通知表は、
①コピー提出可
②健診結果部分は不要
（黒塗り又は該当部分の切り取りをお願いします）

結果通知表を提出

D. 特定健康診査を受診した（第4号）
⇒かつ、領収書、結果通知表に「特定健康診査」の記載がある

領収書、又は結果通知表を提出

E. 定期健康診断（C）、特定健康診査（D）、又は人間ドック等（※1）の健康診査（第1号）を受診した

【常時使用される労働者の方】
結果通知表に
・勤務先名（定期健康診断の場合）
・保険者名（各健康保険組合等）
のいずれかの記載がある場合

【左記以外の方】
結果通知表に
・保険者名（A市国民健康保険等。
単に市町村名のみを記載を除く）
の記載がある場合

勤務先（※2）又は保険者に
証明を依頼してください

結果通知表を提出

保険者に証明を依頼
してください

（※1）人間ドックの他、保険者が実施する骨粗鬆症検診やがん検診等の健康診査。
上記以外にも、特定保健指導を終了した場合や、定期の予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種）を受けた場合は「一定の取組」に該当します。

（※2）勤務先は定期健康診断の場合。

<国税庁ホームページ・厚生労働省ホームページより>

詳しくは税理士個別相談会をご利用ください。 ☎ 381-3101